# 令和3年 第4回 当別町教育委員会定例会議事録

日 時 令和3年3月24日(水) 午後3時00分

場 所 役場3階中会議室

出席者 本庄教育長、武岡教育長職務代理者、寺田委員、小林委員、佐々木委員

出席職員 大畑教育部長、北村学校教育課長、山谷学校教育課参事、石川社会教育課長、

山下子ども未来課長、玉木学校教育課主幹、

# 傍聴者 なし

【開会の宣言】 教育長	ただ今、委員全員出席しておりますので、これより令和3年第4回当別 町教育委員会定例会を開催致します。
【議事日程】 教育長	日程につきましては、各委員に配付しています日程表により議事に入ります。
【日程第1】 教育長	日程第1、報告第1号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明)  只今、議題となりました報告第1号令和2年度3月補正予算につきまして、提案の説明を申し上げます。 議案書につきましては、1頁をご高覧ください。  本件につきましては、令和3年第2回当別町教育委員会定例会におきまして、協議案第1号として提案、委員各位のご了承をいただきました補正予算であります。  主な内容につきましては、令和3年度に予定をしていた一体型義務教育学校建設経費の一部を令和2年度補正予算に計上し、令和3年度に事業を繰越しております。  また、社会体育施設等指定管理料の増額、新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生用品の購入などの必要な経費を、認定こども園と各小中学校に支援、併せて、西当別中学校校舎屋上防水工事、総合体育館施設改修工事の確定に伴う予算の減額など、それぞれ歳入・歳出の補正を行なったものであります。  なお、本補正予算につきましては、令和3年第1回当別町議会定例会において、3月5日に原案のとおり可決されましたので、委員会に、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

Ť	
	よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。 以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第1号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第1号は原案の とおり承認致しました。
【日程第2】 教育長	日程第2、報告第2号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました報告第2号令和3年度当初予算につきまして、 提案の説明を申し上げます。 議案書につきましては、2頁をご高覧ください。 本件につきましては、令和3年第2回当別町教育委員会定例会におきまして、協議案第2号として提案、委員各位のご了承をいただきました予算であります。 歳入の総額を23億4,444万1千円、民生費と教育費を合わせた歳出の総額を33億1,353万6千円とするものであります。 なお、本予算につきましては、令和3年第1回当別町議会定例会において、3月15日に原案のとおり可決されましたので、委員会に、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第2号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第2号は原案の とおり承認致しました。
【日程第3】 教育長	日程第3、報告第3号を上程致します。 提案の説明を求めます。

	教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました報告第3号当別町学校給食センター条例の一部
	を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。 議案書につきましては、3頁をご高覧ください。
	本件につきましては、令和3年第2回当別町教育委員会定例会におきまして、協議案第4号として提案、委員各位のご了承をいただきました条例
	制定であります。 条例の制定内容につきましては、令和3年度から学校給食費を私会計か
	ら公会計にすることに伴い、条例の一部を改正するものであります。 なお、本条例制定につきましては、令和3年第1回当別町議会定例会に
	おいて、3月15日に原案のとおり可決されましたので、委員会に、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。
	よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。 以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第3号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。
	(「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第3号は原案の とおり承認致しました。
【日程第4】	
教育長	日程第4、報告第4号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案説明) 只今、議題となりました報告第4号当別町子どもの読書活動推進計画
	(第3次計画)につきまして、提案の説明を申し上げます。 議案書につきましては、4頁、別冊では、「報告第4号関係資料当別町子どもの読書活動推進計画(第3次計画)」をご高覧ください。
	本件につきましては、令和3年3月17日の「当別町社会教育委員会」におきまして、令和3年度から5か年の計画を策定しましたので、委員会に、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。
	よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。 なお、詳細につきましては、社会教育課長から説明します。

以上です。

# 社会教育課長

ご説明申し上げます。

議案書では、4頁、別冊では、「報告第4号関係資料当別町子どもの読書活動推進計画(第3次計画)」をご高覧ください。

本件につきましては、先日の社会教育委員会におきまして、了承を得た 計画となっております。

表紙をめくり目次をご高覧ください。

本計画は、「第1章 計画の策定にあたって」、「第2章 当別町子どもの読書活動推進施策」、「第3章 計画の点検・評価について」の3章立てとなっております。

また、資料編には、この計画の根拠となります「子どもの読書活動推進 に関する法律」などを掲載しております。

1頁をお開き下さい。

本計画の策定にあたっては、読書を通じ子どもの健やかな成長に資する ことを目的としております。

2頁をお開き下さい。

上段には、本計画の位置付け、中段には、前計画の成果と課題を表記しております。

6頁から7頁までをお開き下さい。

本計画の期間、乳幼児期、幼児期、小学生期、中学生期、高校生期の各期の特徴を掲載しております。

8頁から10頁をお開き下さい。

基本目標は、「子どもの読書習慣の定着」としております。

この基本目標の推進施策は、「家庭における読書活動の推進」、「学校等における読書活動の推進」、「図書館における読書活動の推進」の3項目とし、それぞれ「推進の方向性」、「具体的な取組」を設けております。

11頁をお開き下さい。

本計画の点検・評価について明記しております。

15頁以降につきましては、計画策定にあたっての根拠法令、北海道子 どもの読書活動推進計画<第4次計画>(概要)などを添付しております。 以上です。

#### 教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。

#### 教育長

単年度の計画は作成しているのですか。

## 社会教育課長

単年度の計画につきましては、個別の事業ごとで作成し、全体で単年度 の計画は作成していません。

# 教育長

他にございませんか。

なければ、質疑を打ち切り、報告第4号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第4号は原案の とおり決定致しました。

## 【日程第5】

### 教育長

日程第5、報告第5号を上程致します。

提案の説明を求めます。

教育部長。

# 教育部長

(提案の説明)

只今、議題となりました報告第5号令和3年度当別町社会教育推進計画 につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案書につきましては、5頁、別冊では、「報告第5号関係令和3年度 当別町社会教育推進計画」をご高覧ください。

本件につきましては、令和3年3月17日の「当別町社会教育委員会」におきまして、令和3年度における町の社会教育事業を取りまとめましたので、委員会に、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。 なお、詳細につきましては、社会教育課長から説明します。 以上です。

## 社会教育課長

本件につきましては、令和3年3月17日の当別町社会教育委員会におきまして、了承を得た計画となっております。

基本方針につきましては、すべての町民が幸せを実感できる生涯学習社 会の実現でございます。1頁から2頁をご高覧ください。

こちらにつきましては、本推進計画の位置づけの明記でございます。

続きまして、3頁から12頁でございますが、本計画推進にあたりまして「基本施策1 全ての年代に対応した学習機会の充実」から「基本施策8 図書館を拠点とした教育・文化の発展」の8項目とし、それぞれの政策の目標と取組・思考を掲載しているものでございます。

こちらにつきましては、年間の行事予定で計画されておりますが、令和 2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして大幅に事業内容の変更を余儀なくされていたところでございます。

令和3年度につきましても可能な範囲でより効果がある事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。 ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 教育長 リーダー研修会や通学合宿は、実施について懸念されるところはありま 小林委員 すが、それはどのように対応をしていくのですか。 社会教育課長 昨年度中止にいたしましたが、今年度につきましても、宿泊を伴う学校 行事で実施できないものがあれば、社会教育関連行事についても同時にで きないと思っております。 やはり人が密集する企画等となりますと、リスクが高いと思っておりま すが、実施に向けた感染状況等を考えた中で、実施内容を変えたり昨年同 様厳しいものであれば開催を中止にしたり、事業としては青少年の育成に は大きく寄与するものと思っておりますが、やはり安全を最優先に考えて いきたいと思っております。 小林委員 人数の制限についても考えていますか。 社会教育課長 昨年と若干変わっているところですが、会場となります西当別コミュニ ティーセンターは、あまり換気というのを意識した造りではありませんで したが、開閉する窓や空調は感染症対策の予算の中でつけております。体 育館や大会議室の窓につきましては、閉め切りでしたが、換気できるよう になりましたので、昨年度よりは改善していると思います。 教育長 昨年度よりは、実施しやすくなったということですね。 職員の方々の勤務の実態はいかがなものでしょうか。 武岡委員 社会教育課長 今年度は行事ができなかったため、超勤については、現在非常に少なく なっています。令和2年度につきましては、職員の休日出勤は少なくなり、 事業ができなかったため、健康管理につきましては支障なくできていま す。代休の取得や勤務のローテーションにより、職員に無理がかからない 体制にしていきたいと思います。 武岡委員 無理でしたら、大事なものだけ残して、健康第一でやっていただけたら いいと思います。

他にございませんか。

教育長

	なければ、質疑を打ち切り、報告第5号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第5号は原案 のとおり承認致しました。
【日程第6】 教育長	日程第6、議案第1号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました議案第1号教育委員会事務局職員の人事異動 につきまして、提案の説明を申し上げます。 議案書につきましては、6頁から7頁までをご高覧ください。 「教育委員会事務局職員の人事異動調書」のとおり令和3年3月31日 付け教育委員会事務局職員の人事異動について、委員会の議決を得ようと するものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第1号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第1号は原案の とおり決定致しました。
【日程第7】 教育長	日程第7、議案第2号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました議案第2号教育財産(下川町教職員住宅)の用途の廃止につきまして、提案の説明を申し上げます。 議案書につきましては、8頁から9頁までとなっております。 本件につきましては、下川町教職員住宅の一部を教育財産としての用途を廃止するため、委員会の議決を得ようとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。

	なお、詳細につきましては、学校教育課長から説明します。 以上です。
学校教育課長	ご説明申し上げます。 議案書では、8頁から9頁までをご高覧下さい。 本件につきましては、教育委員会が管理している教員住宅のうち、当別 中学校に隣接している下川町教職員住宅の一部を令和3年5月31日付 けで教育財産としての用途を廃止しようとするものであります。 下川町教職員住宅につきましては、町の施策「子育て世帯応援プロジェ クト」の中で、「子育て世帯向け住宅」として位置付けられており、段階 的に子育て世帯住宅の整備に合わせ順次、教育財産から町長部局の財産に 転用していく予定となります。 以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第2号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第2号は原案の とおり決定致しました。
【日程第8】 教育長	日程第8、議案第3号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました議案第3号当別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。 議案書につきましては、10頁から11頁まで、別冊では、1頁から2頁までとなっております。 本件につきましては、下川町教職員住宅の一部廃止と新たに当別小学校教職員住宅を追加するため、委員会の議決を得ようとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。なお、詳細につきましては、学校教育課長から説明します。以上です。
学校教育課長	ご説明申し上げます。

議案書では、10頁から11頁まで、別冊では、1頁から2頁までをご 高覧下さい。 本件につきましては、議案第2号でも触れましたが、下川町教職員住宅 は、町の施策の「子育て世帯向け住宅」に位置付けられ、今度一棟ずつ転 用される予定となっていることから、教職員住宅の一部を用途廃止とする ため、規則の一部を改正しようとするものであります。 また、現在、この用途廃止予定の教職員住宅に居住する教職員が、新た に居住する教職員住宅を追加するため、規則の一部を改正しようとするも のであります。 以上です。 ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 教育長 なければ、質疑を打ち切り、議案第3号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第3号は原案の とおり決定致しました。 【日程第9】 教育長 日程第9、議案第4号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。 (提案の説明) 教育部長 只今、議題となりました議案第4号当別町学校給食センター条例施行規 則の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。 議案書につきましては、12頁から15頁まで、別冊では、3頁から6 頁までとなっております。 本件につきましては、学校給食費の公会計移行に伴い、所要の手続きを 改正するため、委員会の議決を得ようとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、学校教育課長から説明します。 以上です。 学校教育課長 ご説明申し上げます。 議案書では、12頁から15頁まで、別冊では、3頁から6頁までをご 高覧下さい。

ものであります。

本件につきましては、学校給食費の公会計移行に伴う所要の改正を行う

別冊の3頁になりますが、第2条において、保護者からの給食の申込み を受けます。 第3条において、学校給食費の額を明文化し、6頁下段の別表で定めて おります。 第4条において、給食費の納付回数を明文化しております。 その他、条文の繰り下げや所要の改正を行い、規則の一部を改正しようと するものであります。 以上です。 教育長 ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第4号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第4号は原案の とおり決定致しました。 【日程第10】 教育長 日程第10、議案第5号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。 (提案の説明) 教育部長 只今、議題となりました議案第5号当別町要保護及び準要保護児童生徒 就学援助規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し 上げます。 議案書につきましては、16頁から19頁まで、別冊では、7頁か ら11頁までとなっております。 本件につきましては、就学援助費の対象となる支給項目を追加するた め、委員会の議決を得ようとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、学校教育課長から説明します。 以上です。 学校教育課長 ご説明申し上げます。 議案書では、16頁から19頁まで、別冊では、7頁から11頁までを ご高覧下さい。 本件につきましては、経済的に支援が必要な世帯に対し、これまでも学 用品費や修学旅行費、給食費等を就学援助費として支給しておりますが、 令和3年度から支給項目に「卒業アルバム代」を追加し、学校給食費の公

会計移行にかかる事務手続きなど、所要の改正を行うため、規則の一部を

	<del> </del>
	改正しようとするものであります。 以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第5号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第5号は原案の とおり決定致しました。
【日程第11】 教育長	日程第11、議案第6号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明)
	本件につきましては、歴史的価値のある古文書等の保存及び一般の利用 に供することに関しての事項を定めるため、委員会の議決を得ようとする ものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、社会教育課長から説明します。 以上です。
社会教育課長	ご説明申し上げます。 議案書では、20頁から31頁まで、別冊では、12頁から13頁までをご高覧下さい。 本件につきましては、当別町教育委員会において管理をしている古文書等に係る整理方法や保存方法などを定めるため、また、学術、文化等に関する調査研究のための資料として、必要とされる方に公開するための規定を設けるため、規則を制定しようとするものであります。 こちらにつきましては、先般当別町で管理している古文書について情報開示請求がございましたが、その際に当別町の中での古文書等を管理する規定がないことから、すべての公文書同様に氏名、個人情報に係るものが黒塗りでの公開をせざるを得ない状況でございましたが、古文書につきま
	しては、学術研究等で広く供用されるべき公の利益になるためのものであ

るという位置づけのもと、教育委員会としまして公開規則の規則制定をしたものでございます。

この度、当別町の議会の中で情報公開条例、個人情報保護条例の改正が ございまして、古文書等につきましては、別途定めるということから、当 別町の情報公開条例や個人情報保護条例から古文書の整理が除外される ことになりました。

規則の第7条をご覧ください。

こちらにつきましては、22頁、23頁の第7条でございますが、こちらにつきましては、公開を前提とした趣旨でございますが、人権又はプライバシー侵害のあるものについては、非公開とするということを、こちらの方で示しております。

個人情報が掲載された資料につきましては、年限等をもっての公開としている自治体が多いのですが、この当別町では、伊達家の殿様とその家臣が移住してきて、その子孫が町内に居住している状況を考慮いたしますと年数がたっても公開ができないものは、非公開として取扱っていきたいと思います。

こちらにつきましては、24頁、25頁の第7条関係の別表をご高覧ください。

全国的に見ましても、学術研究のあるものにつきましては、個人の私的のものであっても、公の利益の方が上回るとの考えのもと、ある程度の年限を超えたものにつきましては、公開をするといったことが基準として設けておりますが、あくまで基準でございまして、個人的な内容又は人権又はプライバシーを侵害するものにつきましては、原則、年限を超えたものにつきましても公開しないというのが第7条の中の規定であります。

続きまして、別冊資料の12頁、13頁の方に関連がありまして、規則 制定に伴う古文書の開示につきまして説明させていただきます。

こちらにつきましては、当別町で管理している吾妻家文書の開示につい て前提に進めてまいりたいと考えております。

当別町を開拓いたしました岩出山伊達家の家臣である吾妻家に伝わる 古文書9,411件を学習交流センターで保管している状況でございます。

経過でございますが、平成28年に吾妻高志氏より当別町に寄贈され岩 出山町の教育を参照しながら文化財保護係と当別町歴史研究専門員の方 で整理を行ってきましたが、今年度公開に向けた整理を行いながら北海道 立文書館の指導をいただきながら、公開に向けた準備作業を進めておりま す。

作業につきましては、サンプルを回覧しますので、こちらをご覧いただ きながら説明いたします。こちらは、文書を入れるための専門の中性紙、 文書を入れるための封筒でございます。

袋に入れた形で、原本を置いて公開することで考えております。

北海道立文書館の研究者からは、原本を見ていただくということで、コピーにつきましては、劣化の恐れがあることから対応不可とし、写真撮影につきましては対応可とするよう指導をいただきましたので、同様の対応を取りたいと考えております。

こちらにつきましては、当別町図書館で公開します。まずは、一人 5 点までの決まりで順次公開し、また、カバン等の持ち込み禁止、透明ポリエステル袋に入れた中で手袋を着用し、図書館の司書の方の目が行き届くところで閲覧を行っていきたいと考えております。

公開につきましては、現在最終準備に入っておりますが、4月から当面は、平日の10時から17時まで一般公開を予定しています。

別冊の12頁の利用制限についてご説明いたします。先ほど規則でのプライバシーの侵害にかかる部分についての説明をさせていただきましたが、現在内容について疑義があるというところで48点が非公開となります。また、保存状態が悪いもの、直接触れることにより劣化または汚損、破損等が生じる恐れがある掛け軸等については、写真による公開と考えております。

こちらにつきましては、全国的に古文書等の規則等を制定している自治 体がまだ非常に少ない状況でありますが、北海道立文書館の方の指導を受 けながら、取組の方を進めていきたいと考えております。

以上です。

教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。

小林委員

こちらにつきましては、ほとんど公開することができますか。

社会教育課長

公開できないものは、個人のプライバシーに関わるもの、例えば、個人的な人間関係が詳細に記載されていて、ご遺族の方がいらっしゃる場合などについては慎重に扱っていきたいと思います。

武岡委員

電子データにして、別の場所に保管しておくということはあるのでしょうか。

社会教育課長

すべてのデータを電子データにして保管している状況でございます。

教育長

他にございませんか。

なければ、質疑を打ち切り、議案第6号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。

	(「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第6号は原案の とおり決定致しました。
【日程第12】 教育長	日程第12、議案第7号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明)     只今、議題となりました議案第7号当別町学校給食センター職員の勤務 に関する規程の一部を改正する訓令制定につきまして、提案の説明を申し上げます。     議案書につきましては、32頁から33頁まで、別冊につきましては、 14頁となっております。     本件につきましては、学校給食センター職員の勤務時間に関して、所要 の改正を行うため、委員会の議決を得ようとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、学校教育課長から説明します。 以上です。
学校教育課長	ご説明申し上げます。 議案書につきましては、32頁から33頁まで、別冊につきましては、 14頁となっております。 本件につきましては、学校給食センター職員の勤務時間の条文において、現行制度との差異があることが判明し、このたび所要の改正を行うため、訓令の一部を改正しようとするものであります。 以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第7号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第7号は原案の とおり決定致しました。
【日程第13】 教育長	日程第13、議案第8号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。

# (提案の説明)

#### 教育部長

只今、議題となりました議案第8号当別町学校給食事務取扱要綱の一部 を改正する訓令制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案書につきましては、34頁から35頁まで、別冊につきましては、

15頁から17頁までとなっております。

本件につきましては、学校給食費に係る事務取扱の変更のため、委員会の議決を得ようとするものであります。

よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、学校教育課長から説明します。 以上です。

# 学校教育課長

ご説明申し上げます。

議案書につきましては、34頁から35頁まで、別冊につきましては、 15頁から17頁までとなっております。

本件につきましては、学校給食費の公会計移行に伴い条文の削除、学校 給食費における不納欠損に係る事務取扱の変更に伴い、訓令の一部を改正 しようとするものであります。

別冊の資料の15頁をご高覧ください。

右側が改正前、左側が改正後ということで掲載させていただいています。

今回左側に削除とかかっているところが第3条、第4条、第5条のところでございます。こちらにつきましては、先ほどご説明させていただいた給食センター条例施行規則のところで包含致しました。それに伴いまして、削除したところでございます。

併せまして、不納欠損の年数につきましても、今回現行法律等と差異が ございますので、こちらの方を改めるというところでございます。 以上です。

## 教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。

#### 小林委員

16頁の不納欠損のところですが、改正前だと給食費の未納額が3年度、改正後だと給食費の未納額が2年度となっておりますが、どのような意図で改正したのですか。

# 学校教育課長

こちらの方につきましては、担当係で見落としていたところでございますが、給食センターを設立した当初、私会計の時に、他の自治体を参考として制度を作っていたところでございます。こちらは給食センターを設立した当初のころから、3年という表記でございましたが、今回の公会計化に伴う制度の改正ということで、条文の内容についても見直したところで

ございます。

その中で、3年から2年というところで、1年減ったところですが、こちらにつきましては、民法の規定根拠としております。学校給食につきましては、親御さんと給食センターとの契約行為でございますが、そちらの契約につきましては、民法の規定では、時効は2年という規定がございます。学校給食費の不納欠損につきましても、同様な措置を取るというところで、今回公会計の見直しに伴いまして、制度の方を改めさせていただくというところです。

## 武岡委員

生活保護世帯のご家庭につきましては、保護費の中に給食費が入っていて、お渡しするときに、記載をしてお渡ししているものと思いますが、当別町はそのようなことを行っていないのでしょうか。

#### 学校教育課長

お見込みのとおりです。生活保護費の中に給食費が含まれてございますので、その分について、給食費が今回一般会計という制度に変わっていきますので、口座振替の手続きを取るべく、準備を進めています。

## 教育長

他にございませんか。

なければ、質疑を打ち切り、議案第8号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第8号は原案の とおり決定致しました。

# 【日程第14】

## 教育長

日程第14、議案第9号を上程致します。

提案の説明を求めます。

教育部長。

# 教育部長

#### (提案の説明)

只今、議題となりました議案第9号当別町学校給食用物資購入事務取扱 要領を廃止する訓令制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案書につきましては、36頁となっております。

本件につきましては、学校給食費の公会計の移行に伴い給食物資購入事務を廃止するため、委員会の議決を得ようとするものであります。

よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、学校教育課長から説明します。 以上です。

# 学校教育課長

ご説明申し上げます。

議案書につきましては、36頁をご高覧ください。

本件につきましては、学校給食費の公会計化の移行に伴い、給食物資の 契約事務が町の財務規則に準拠することとなるため、本要綱を廃止しよう とするものであります。

以上です。

# 教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第9号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第9号は原案の とおり決定致しました。

# 【日程第15】

## 教育長

日程第15、議案第10号を上程致します。

提案の説明を求めます。

教育部長。

# 教育部長

### (提案の説明)

只今、議題となりました議案第10号当別町学校給食費預貯金口座振替 事務取扱要領制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案書につきましては、37頁から42頁までとなっております。

本件につきましては、学校給食費の公会計の移行に伴い、給食費の口座 振替事務取扱を新たに定めるため、委員会の議決を得ようとするものであ ります。

よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、学校教育課長から説明します。 以上です。

## 学校教育課長

ご説明申し上げます。

議案書につきましては、37頁から42頁までをご高覧ください。

本件につきましては、学校給食費の公会計移行に伴うものでございます。

給食費の口座振替金融機関の拡大により保護者の利便性を向上しております。

併せまして、引き落としについて、学校長の口座の方に振り込んでいた ところ今回公会計への変更に伴いまして、会計管理者口座の方に入るよう に要領を改めているところでございます。その取扱いにつきましても、

	<u> </u>
	要領として新たに制定しようとするものでございます。 以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第10号は原案のとおり決定してご異 議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第10号は原案 のとおり決定致しました。
【日程第16】 教育長	日程第16、議案第11号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました議案第11号当別町義務教育学校開校準備委員 会設置要綱の一部を改正する訓令制定につきまして、提案の説明を申し上
	げます。 議案書につきましては、43頁から44頁まで、別冊につきましては、 18頁から19頁までとなっております。 本件につきましては、開校準備委員会の所掌事務を変更するため、要綱 の一部を改正しようとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、学校教育課参事から説明します。 以上です。
学校教育課参事	ご説明申し上げます。 議案書につきましては、43頁から44頁まで、別冊につきましては、 18頁から19頁までをご高覧ください。 本件につきましては、義務教育学校開校にあたり準備を進めている本委員会の所掌事務に、「教育課程に関すること」、「経営全般に関すること」を新たに追加するため、要綱の一部を改正しようとするものであります。別冊の18頁の新旧対照表の改正後の左側の第2条をご高覧ください。 (3)(4)を加えているところですが、当別町義務教育学校と書いておりまして、教育課程編成委員会というものの中で、義務教育学校の教育課程も含めて町全体として検討してまいりましたが、ここから令和3年度以降につきましては、特に義務教育学校とうべつ学園に関わることにつきましては、開校準備委員会の中で、その他の開校に関わる準備に合わせて検討し

	ていくことの方がふさわしいだろうと判断いたしまして、このように所掌 事務を加えるという変更をしようとするものであります。 以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。
武岡委員	会議の中で、準備委員の過半数の出席により成立するというのがなくなったと思うのですが、これはどのような経緯でなくなったのですか。
学校教育課参事	こちらにつきましては、今まで開校準備委員会ですべての内容について検討を行ってきたのですが、今後教育課程に関するものは、開校準備委員会の中の教育課程の部会、例えば、それ以外の校歌ですとかそういったものにつきましては、開校の準備委員会の中のもう一つの部会という形で、それぞれの部会の中、検討していくということで、全体に関わるものは全体として行っていき、そして活動していくということで、過半数で成立するという条項を削除しています。
教育長	他にございませんか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第11号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第11号は原案のとおり決定致しました。
【日程第17】 教育長	日程第17、議案第12号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明)  只今、議題となりました議案第12号当別町小中一貫教育推進委員会設置要綱制定につきまして、提案の説明を申し上げます。  議案書につきましては、45頁から47頁までとなっております。  本件につきましては、新たに当別町小中一貫教育推進委員会を設置する ため、要綱を制定しようとするものであります。  詳細については、学校教育課参事より説明いたします。
学校教育課参事	ご説明申し上げます。 議案書につきましては、45頁から47頁までをご高覧ください。

本件につきましては、本町の小中一貫教育のさらなる充実を図るため、小中一貫教育の推進に係る施策及び小中継続した教育課程の編成に関し、検討するための委員会を設置するため、要綱を制定しようとするものであります。

具体的に申しますと、今まで、当別町義務教育学校教育課程編成委員会を設置し、義務教育学校に関することを含めた教育課程について検討してきたところです。

今回、教育課程の大枠がある程度決まったところで、それぞれの地区、 特にとうべつ学園に関しては、開校準備委員会に検討の場を移行するため の要綱改正の運びとなりました。

この度、当別町全体の教育施策に関わることを、町全体で検討していく ための機関として、今までの教育課程編成委員会を発展的解消し、小中一 貫教育推進委員会を立ち上げ、教育内容すべてを検討しようとするもので あります。

説明は以上です。

#### 教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 従来の教育課程編成員会の発展的解消ということで、教育課程編成委員 会の名前はなくなるということですか。

#### 学校教育課参事

そのとおりです。

#### 教育長

どちらか片方の地区ではなく、町全体に関わる施策を議論する場ということですか。

#### 学校教育課参事

そのとおりです。

#### 小林委員

学校運営協議会の委員も、会議に関わるということですか。

## 学校教育課参事

そのとおりです。町の教育施策に関わるものは、こちらで検討することになりますので、従来教育課程編成委員会に関わっていただいた方々、学校運営協議会の方も任命することになります。

#### 教育長

とうべつ未来学は、新しい委員会で検討するのですか。

#### 学校教育課参事

具体的な検討内容についてですが、小中一貫教育推進委員会と名付けていますのは、当別町の教育はすべて小中一貫教育を土台として行っていることによるものです。今回義務教育学校の設立にあたりまして、町の教育内容を見直していきましょうということで、例えば、地域のことを学ぶと

いうことで、「とうべつ未来学」を立ち上げて検討してまいりましたが、それらについては、それぞれ地区によって内容が異なる部分がありますけれども、町としては、どのようなことをこれから目指していこうかというおおもとになる部分の検討ですとか、他にも教科担任制の実施については、町全体に関わることですし、また、町費で雇用する学力向上推進講師をどのように活用し、どのような仕事をしていただいて、子どもたちの力を伸ばしていくのかを総合的に話し合う会議として、設置しようとするものです。その中に、地域の方々の声ということで、学校運営協議会の方からも意見をいただくということを考えています。

小林委員

学校運営協議会の全町版というわけではないですね。

学校教育課参事

そのとおりです。町の教育施策について、色々な方々から広く意見を伺い、次はどうしていこうかという計画を立てていく機関がなかったので、そうした場が欲しいという要望が学校側からもありましたので、例えば、教科担任制を具体的にどのように行えばいいかを話し合う場面を設けるために、既存の教育課程編成委員会を発展的に新しい形に変えていこうとするものです。

教育長

例えばコミュニティ・スクールについて、4校共通で話し合う課題があって、それについてどのように取り組んでいこうかを新しい会議で話し合い、各学校で具体的にどのように実施するかについては、各学校の特色を踏まえて具体化されるということですか。

学校教育課参事

そのとおりです。

小林委員

教育委員会と学校の間で、例えば「こういうものが足りない」というような意見を集約する場という認識でよろしいでしょうか。「こういうことを新しくやりたい」という意見をどこかに上げることは想定されていないですか。

教育長

小中一貫教育推進に関わる新たな課題解決のための施策ですとか、例えばとうべつ学園だけのことではなく、西当別のことも一緒になって行わなければならないので、そういった課題についてはこの会議で提案して、予算の関係することについて、その予算をどうするかについても、この会議で検討するということですか。

学校教育課参事

そのとおりです。

佐々木委員

義務教育学校開校準備だけではなく、これから当別町全体として、検討 を継続していこうということですか。

学校教育課参事

そのとおりです。

教育長

教科担任制なども、両地区で行うわけですが、そのための課題を整理するということですか。

学校教育課参事

そのとおりです。

武岡委員

この会議がなかったらどうなるのですか。当別町としての教育の方針は あるにせよ、教育課程は各学校で行うわけです。今この時期に、それがな くなった時点で、一貫教育推進委員会を設ける意図が分かりません。

学校教育課参事

当別地区については、義務教育学校でどのようなことを行うかを話し合っていますが、とうべつ学園として一つの学校になったことでやりやすいことが出てくる一方で、やりにくいことも出てくるということが、令和2年度に検討を重ねてきた中で明らかになってきました。そこで、とうべつ学園のことについては、開校準備委員会の方に特化したほうがいいですが、当別町として、例えば教科担任制は町全体として進めていきますが、一つの学校になっているところと二つに分かれているところとで状況が違いますので、例えば教科担任制を行おうとしても、西当別では校舎が別々なので、移動などが大変になってきます。そういったところがあるので、西と東は状況が違いますが、ここの部分は統一して行っていきましょう、そういったことについては話し合っていきましょうということや、町で出すお金のことなど、様々なことが関わってくるので、教育課程だけでなく、町としてこのような方針で行っていこう、学校としてこのように行っていこうということを、町として統一を図る部分、地区ごとに違いがある部分を整理していくための会議になります。

武岡委員

例えば、将来的に、西当別地区の学校2校をとうべつ学園に合併するというようなことまで話し合うのですか。「小中一貫教育の推進に必要な事項に関すること」と条文にありますが、そうしたことまで想定しておりますか。

学校教育課参事

現段階では、当別小学校・中学校についてはとうべつ学園に、西当別小学校・中学校については、そのまま残していくという前提のもと、西当別

小学校・中学校で実施できる小中一貫教育もしくはとうべつ学園で行われているものについても、実施できるところは揃えていこうと考えておりますので、統合の話を前提にということは、決して考えておりません。

武岡委員

「今のところはそういうことはない」との説明ですが、「小中一貫教育の推進に必要な事項に関すること」という文言だと、例に挙げたような大事なことについて、将来的にこのメンバーで原案を出すということがあるのかということが危惧されます。

教育長

統合のことまではイメージしていませんでしたし、原案まで作るかはわかりませんが、そうした発展的な議題が扱われるかもしれないという懸念はあるかもしれません。

武岡委員

私が例示したようなことは脂っこい問題ですから、この時点でこの委員会でできることは何なのかをしっかり整理しておかないと、「それをあなたたちで決められるのか」と追及されることにもなりかねないという危惧があります。

教育長

決定とまではならなくても、話題になる可能性はあるかと思われますので、整理は必要かと思います。

小林委員

委員の中に認定こども園の管理職とありますが、例えば、教育委員会の 山谷参事のような方が一人いたほうが、委員会として動きやすいから入っ ているのでしょうか。逆に、例えばですが、教育委員会の職員が、事務方 でついているよりも、委員として参画していたほうがいいのではないかと も考えます。そうした考え方もありだと思いますし、もしそうであれば、 発展的解消というのも、腑に落ちてきます。

学校教育課参事

認定こども園の管理職が入っているのは、当別町として幼保小連携を行っておりますので、幼児教育との学習内容・教育の連結ということで、入っていただいているところです。事務局の職員が委員として入るかについては、慎重な検討が必要です。

武岡委員

今のような議論が起きてきたり、メンバーや条文についても、拡大解釈 するようなことになったりしたときに、どのようにするのかということも ありますので、中身をもう一度吟味して、「推進委員会というのはこうい うことを扱う」ということをしっかり整理したほうが、すんなりいくと思 います。 小林委員

委員会が設立されたとして、曖昧な会になってしまいそうに思います。

武岡委員

この中で、どこまで話ができるのか、このメンバーでいいのかというのかということも、いろんなケースを考えて、もう少し練って出していただけた方がいいと思います。

小林委員

そのために部会があるのかとも思います。部会があるときは、メンバー を絞ってということなのだと思います。

教育長

今の意見をもとに、再度検討してみますか。

学校教育課参事

承知しました。

武岡委員

専門部会についても、どんな部会が想定されるかなども、見える化して いただければと思います。

教育長

意見を踏まえて再構築していただければと思います。本件については、 継続審議といたします。

#### 【日程第18】

教育長

日程第18、議案第13号を上程致します。

提案の説明を求めます。

教育部長。

# 教育部長

(提案の説明)

只今、議題となりました議案第13号成年年齢引き下げに係る成人式の 取り扱いにつきまして、提案の説明を申し上げます。

議案書につきましては、48頁から49頁までとなっております。

本件につきましては、改正民放の施行に伴う今後の当別町における成人式につきまして、委員会の議決を得ようとするものであります。

よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、社会教育課長から説明します。 以上です。

# 社会教育課長

ご説明申し上げます。

議案書につきましては、48頁から49頁までをご高覧ください。

本件につきましては、成人年齢が民法改正により引き下げられましたが、当別町における成人式につきましては、これまでと同様の年齢で実施

	<del></del>
	しようとするものであります。 以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 ちなみに石狩管内の様子はわかりますか。
社会教育課長	管内で足並みを揃えての形で取り進めているところでございます。 
教育長	他にございませんか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第13号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第13号は原案のとおり決定致しました。
【日程第19】	
教育長	日程第19、議案第14号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明)     只今、議題となりました議案第14号当別町学校支援地域本部運営委員会設置要綱の一部を改正する訓令制定につきまして、提案の説明を申し上げます。     議案書につきましては、50頁から52頁まで、別冊につきましては、20頁から23頁までとなっております。     本件につきましては、改正社会教育法に基づく地域学校協働本部を設置するため、要綱の一部を改正しようとするものであります。よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。なお、詳細につきましては、社会教育課長から説明します。以上です。
社会教育課長	ご説明申し上げます。 議案書につきましては、50頁から52頁まで、別冊につきましては、 20頁から23頁までとなっております。 本件につきましては、社会教育法が改正され、令和4年度からは地域学 校協働本部を設置するよう国から求められており、当別町におきましても

| 国の動きに合わせて、地域学校協働本部の設置を進めてまいります。

こちらにつきましては、既存の地域支援本部から名称変更します。現時点では、学校からの求めに応じて、放課後学習会、スキー学習等の学校支援を行っておりますが、今後このようなことをさらに広めていこうというのが文科省の狙いでありまして、これまで行っていなかった地域、学校に対してこのようなまちづくりを一緒にしていこうという提案となっております。当面どのようなことをしていくのかですが、現在行っている学習会または、スキー学習等の支援につきましては、継続しつつ、何ができるのかを含め、学校と地域が話し合う場を設けていきたいと考えております。

以上です。

## 教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。

### 武岡委員

この地域学校協働本部の事務局は、社会教育課が担当する場合が多いのでしょうか。

# 社会教育課長

社会教育法の中での仕組みになっておりますので、当別町のような形で、道から補助をいただき、コーディネーターを置いて、社会教育担当部署が事務局となる形となります。

# 教育長

現在行っている本部事業を継続しつつ、事業を拡大していかなければならないので、さらに忙しくなります。

### 社会教育課長

まずはできる部分でということでやっていただいています。現職の小松 コーディネーターが多様な業務に取り組んでおりますが、無理のない形で の動きがまず大事で、これから何をしていくのかということについても、 地域のやりたいこと、学校のやりたいこと、思いは色々ありますが、まず は可能な範囲から進めていきたいと考えています。

## 教育長

他にございませんか。

なければ、質疑を打ち切り、議案第14号は原案のとおり決定してご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第14号は原案 のとおり決定致しました。

# 【日程第20】

教育長

日程第20、協議案第1号を上程致します。

提案の説明を求めます。

教育部長。

# (提案の説明)

#### 教育部長

只今、議題となりました協議案第1号当別町保育支援者配置事業補助金 交付規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案書につきましては、53頁から59頁までとなっております。

本件につきましては、新たに保育支援者配置事業に係る補助対象事業の対象金額等を定めるため、規則を制定しようとするものであります。

よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。

なお、詳細につきましては、子ども未来課長から説明いたします。 以上です。

## 子ども未来課長

ご説明申し上げます。

議案書につきましては、53頁から59頁までをご覧願います。

本件につきましては、令和3年度からの新規事業でありまして、この規則につきましては、教育委員の皆様から承認を得た後、町長部局で公布することになりますので、本定例会でお諮りするものでございます。

趣旨でございますが、54頁第1条になります。保育士の負担の軽減を 図るため、当別町内の認定こども園が実施する保育支援者の配置に要する 経費に対する補助金の交付について、必要な事項を定めたものでありま す。

保育支援者の業務につきましては、第2条に定めております。清掃及び 遊具の消毒、給食や寝具の用意及び片付けその他保育士の負担軽減に資す る業務となっております。

補助金の額でございますが、第5条にありますように保育支援者勤務時間1時間当たり645円を補助し、1施設当たり月額10万円を上限と定めているものでございます。

説明は以上になります。

## 教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 小中学校でいうスクール・サポート・スタッフと同じという認識でよろ しいでしょうか。

## 子ども未来課長

そのとおりです。

# 教育長

他にございませんか。

なければ、質疑を打ち切り、協議案第1号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。

# (「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第1号は原案 のとおり了解致しました。

# 【日程第21】

## 教育長

日程第21、協議案第2号を上程致します。

提案の説明を求めます。

教育部長。

# 教育部長

## (提案の説明)

只今、議題となりました協議案第2号当別町子育で短期支援事業実施要 綱制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案書につきましては、60頁から73頁までとなっております。

本件につきましては、子育て短期支援事業 (ショートステイ) に係る事業を新たに設けるための、訓令を制定しようとするものであります。

よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。

なお、詳細につきましては、子ども未来課長から説明いたします。 以上です。

# 子ども未来課長

ご説明申し上げます。

議案書につきましては、60頁から73頁までをご覧願います。

本件につきましては、令和3年度から新規事業でありまして、この要綱につきましては、教育委員の皆様から承認を得た後、町長部局で公布することになりますので、本定例会でお諮りするものでございます。

目的でございますが、61頁第1条にあります。保護者が疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設その他保護を適切に行うことができる施設において、一定期間保護者に代わり児童を養育することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図るものでございます。

対象児童につきましては、第3条にありますとおり、町内に住所を有する満18歳未満の児童とします。

利用対象事由につきましては、第5条になります。

疾病等の他、出産、看護などの家庭上の理由、冠婚葬祭などの社会的理由、育児や看護の疲れなど精神的な理由、その他町長が認めるものになります。

利用の期間につきましては、第6条になります。原則としまして7日間以内、やむを得ない事情がある場合には、延長することができます。

施設の利用料につきましては、64頁の別表になります。

説明につきましては、以上になります。

教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。

小林委員

61頁第6条の7日間というのは、この期間と決まっているものですか。

子ども未来課長

この事業につきましては、国の補助金を活用しているもので、補助基準として、原則7日間以内ということになっております。ただし、事情がある場合は、再延長という形で申請をして伸ばすことができるという形になっております。

教育長

連続7日間でも飛び飛びの7日間でもいいのでしょうか。

子ども未来課長

可能です。

小林委員

出産や看護や災害だと、7日間では足りないと思います。その7日間というのは国が決めたという理由はわかりますが、最小限の範囲内で延長できるという点で、延長が必要と当初から見込んでいる場合は、初めから延長することが可能なのでしょうか。

子ども未来課長

こちらにつきましては、通常出産などによりますとだいたい出産から3日から4日間程度で退院になるところですが、お子さんを見るということになりますと、それ以降も大変になりますので、あらかじめ延長が必要と思われる場合につきましては、書類上は7日間となっておりますが、その部分につきましては、あらかじめ協議して行っていきたいと思います。

小林委員

柔軟に対応するということですね。

教育長

他にございませんか。

なければ、質疑を打ち切り、協議案第2号は原案のとおり了解してご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第2号は原案 のとおり了解致しました。

【閉会の宣言】

教育長

以上で、本日の日程は、全て終了致しました。

令和3年第4回当別町教育委員会定例会を閉会致します。

教育長	引き続き、事務局から報告・連絡等をお願いします。
	○令和3年度認定こども園入園式について
教育長	次回の定例会の日程でありますが、令和3年4月21日(水)午後2時 00分から役場3階中会議室での開催を予定していますので、よろしくお 願いします。 以上で、全てを終了させていただきます。お疲れ様でした。

閉会 午後4時53分